

火山現象のうち降灰等についての予報業務の許可等に関する審査基準

第1 予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先は、契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者とする。

第2 予報業務の範囲

1 予報の種類

(1) 予報を行おうとする現象

次の区分によることとする。

イ 火山灰の拡散

ロ 降灰

ハ 小さな噴石の落下

(2) 予報を行おうとする項目

イの範囲、ロの範囲又は量、ハの範囲とする。

2 対象としようとする区域

個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

3 対象としようとする火山

国内の火山とする。なお、海外の火山については、収集する予報資料や対象としようとする区域等に応じて、個別に審査を行うこととする。

第3 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

1 観測その他の予報資料の収集

(1) 予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した観測その他の予報資料を収集すること。特に、以下のイ又はロに従うこと。

イ 噴火を仮定した予報を行う場合

予報を行おうとする火山の噴火規模を想定するための資料を収集したうえで、噴火の規模を表す指標（噴煙高、噴出率、噴出量等）の値を適確に設定すること。

ロ 噴火発生後に噴煙の状態を把握又は推定して予報を行う場合

噴煙の状態（噴煙の位置、噴煙高、噴煙量等）を把握し、又は観測事実に基づき噴煙の状態を推定するための資料を収集したうえで、噴火の規模を表す指標を適確に設定

すること。

- (2) 現地観測値については、現象の予想の方法に応じて必要と判断される場合は収集すること。

2 観測の施設

- (1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設は、対象とする区域の予報を行おうとする現象の状況を適切に把握できる観測値が得られる場所として適切な地点に設置されていること。また、観測機器の種類を示すこと。
- (2) (1) の施設が許可等を受けようとする者（以下「事業者」という。）が保有するものである場合は、観測機能を適確に維持するために当該施設に講じる措置を示すこと。
- (3) 現地観測は事業者以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該観測値の入手に必要な十分な権原を有すること。

3 収集の施設

- (1) 事業者が保有するサーバー等で予報資料を収集、解析したのち利用者へ予報を提供する場合（以下「中枢配信型予報」という。）、事業者が利用者へ提供した端末、ソフトウェア等において予報資料を収集、解析したうえで、予報を提供する場合（以下「個別端末型予報」という。）のいずれにおいても、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な十分な権原を有すること。

4 収集の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を収集するための要員を配置すること。

第4 予報資料の解析の施設及び要員

1 解析の施設

- (1) 中枢配信型予報、個別端末型予報のいずれの施設においても、解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な十分な権原を有すること。

2 解析の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を解析するための要員を配置すること。

第5 警報事項を迅速に受け取ることができる施設及び要員

1 迅速に受けるための施設

- (1) 予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設であること。
- (2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な権原を有すること。

2 迅速に受けるための要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員を配置すること。

第6 現象の予想の方法

1 現象の予想の方法

- (1) 予想の対象とする火山周辺の気象状況及び観測又は推定された噴火の規模を表す指標等の資料に基づき、移流、拡散及び重力落下等の効果を考慮した計算を実施して予想するなど、予報を行おうとする現象、対象としようとする区域及び火山並びに予報資料に応じた物理的方法、化学的方法その他の科学的な方法を用いること。
- (2) 現象の予想に用いる入力値及び算出される出力値その他予想の方法の妥当性を確認する方法を定め、あらかじめ、予想の精度その他予報の利用にあたって留意すべき事項の確認を行うこと。

2 現象の予想の方法の維持管理

予報後における予想結果の妥当性の確認方法を定め、その確認結果を踏まえて現象の予想の方法を適確に維持管理すること。

附則

この審査基準の施行日より前に火山現象のうち降灰等についての予報業務の許可を受けた者については次に掲げるとおりとする。

- 1 予報業務の目的については「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者」についての許可を受けたものとみなす。
- 2 予報を行おうとする項目については、予報を行おうとする現象ごとにこの審査基準の施行日時点で予報業務計画書において予報業務を行うこととしている項目についての許可を受けたものとみなす。
- 3 この審査基準の第6の2については、気象庁職員による立入検査の結果、現象の予想の方法の適正な維持管理が確認されていることをもって、これに代える。